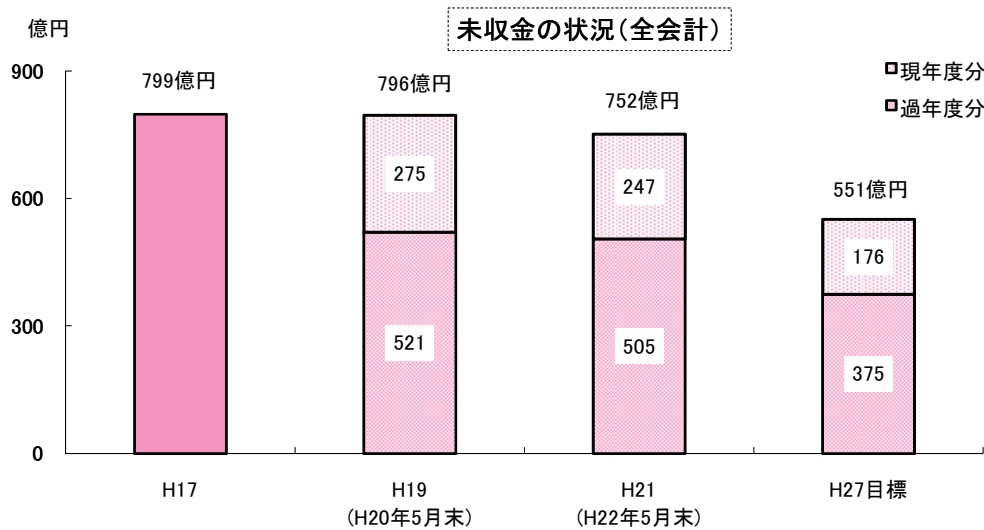


④歳入の確保

- 歳入確保はもとより、市民負担の公平性・公正性の確保の観点などから、未収金対策に取り組んでいます。
- 「新たな未収金を極力発生させない」「既存未収金の解消」を二つの柱として、平成20年度に、全市的な取組を総括する「大阪市債権回収対策会議」の設置、各局で対応困難となっている高額事案などを集中的に回収する「市債権回収特別チーム」を設置するなど、全庁的な取組を強化しています。
- その結果、未収金は減少しつつあり、平成22年5月末時点における未収金は、徴収の強化などにより、752億円となっています。
- 今後も取組みを徹底し、平成27年度末に未収金の残額を551億円まで圧縮します。



- 未利用地の売却については、大阪市土地流動化委員会の意見を受け、平成19年度に「大阪市未利用地活用方針」を策定し、平成21年度末までに608億円(一般会計)を売却しました。
- 現在の厳しい財政状況の下、今後も可能な限り売却に取り組み、平成22年度から30年度までに1,500億円(一般会計)の売却を目指します。

